

- 1 目的
「みやぎ教育の日」の趣旨を県民に広めることにより、教育に対する県民の意識を高め、明日を担う宮城の子どもたちを育む。
- 2 日時
令和5年11月1日(水) 午後1時30分から午後4時まで
- 3 会場
ホテル白萩 錦の間
- 4 主催
宮城県教育委員会 みやぎ教育の日推進協議会

- 5 内容
 - (1) 開会あいさつ
宮城県教育委員会、みやぎ教育の日推進協議会
 - (2) 実践発表
塩竈市教育委員会学校教育課
しおがま学び専門官 弓田宣弘 氏
「塩竈市の幼保小連携」
 - (3) アトラクション
宮城教育大学学生
「弦楽四重奏」
 - (4) 講演
講師 本凶愛実 氏(宮城教育大学 教職大学院 教授)
演題 「教師ソーシャル・キャピタルから考える
みやぎの教育とこれから」
 - (5) 閉会あいさつ
みやぎ教育の日推進協議会

[令和5年10月4日公表]

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒等への適切な支援につなげていくものとする。さらに、調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主幹部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するものとする。

2 調査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 調査対象(令和4年5月1日現在)

○ 国公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校在籍児童生徒(仙台市を含む)

※学校数は休校も含む

- ・ 小学校数 369校(児童数 111,733人)
- ・ 中学校数 206校(生徒数 58,916人)
- ・ 高等学校 106校(生徒数 60,155人)
- ・ 特別支援学校 29校(児童生徒数 2,642人) ※いじめのみ

※ 義務教育学校(前期課程)は小学校に、義務教育学校(後期課程)は中学校に含まれる。

※ 中等教育学校(前期課程)は中学校に、中等教育学校(後期課程)は高等学校に含まれる。

4 調査結果の概要

(1) 暴力行為

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は2,605件(全国95,426件)であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は11.3件(全国7.5件)である。
- 発生件数は、小学校において前年度より増加し、中・高等学校においては減少している。
- 形態別では、小学校においては、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊が前年度より増加している。中学校においては、対教師暴力、対人暴力は前年度より増加したものの、生徒間暴力、器物損壊は減少している。高等学校においては、対教師暴力、対人暴力、器物損壊が前年度より減少している。

① 発生件数

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較
発生件数(件)	1,662	1,294	+368	864	914	-50	79	95	-16
1,000人当たりの発生件数(件)	14.9	11.5	+3.4	14.7	15.4	-0.7	1.3	1.6	-0.3

② 形態別発生状況

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較
対教師暴力(件)	609	310	+299	74	62	+12	3	5	-2
生徒間暴力(件)	848	820	+28	615	629	-14	45	45	0
対人暴力(件)	2	2	0	9	4	+5	0	3	-3
器物損壊(件)	203	162	+41	166	219	-53	31	42	-11
計	1,662	1,294	+368	864	914	-50	79	95	-16

③ 形態別1,000人当たりの発生件数

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較	R4	R3	前年度比較
対教師暴力(件)	5.5	2.7	+2.8	1.3	1.0	+0.3	0.0	0.1	-0.1
生徒間暴力(件)	7.6	7.3	+0.3	10.4	10.6	-0.2	0.7	0.7	0
対人暴力(件)	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	+0.1	0	0.0	0.0
器物損壊(件)	1.8	1.4	+0.4	2.8	3.7	-0.9	0.5	0.7	-0.2

(2) いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は14,644件(全国681,948件)であり、前年度より139件減少している。また、児童生徒1,000人当たりの認知件数は62.7件(全国53.3件)である。
- 小学校・特別支援学校は認知件数が減少し、中・高等学校は前年度より増加した。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校における重大事態の発生件数は29件(全国923件)であり前年度より10件増加している。また、児童生徒1,000人当たりの発生件数は0.12件(全国0.07件)である。

① いじめの認知件数

種別	小学校		
	R4	R3	前年度比較
認知件数(件)	12,318	12,532	-214

種別	中学校		
	R4	R3	前年度比較
認知件数(件)	2,058	1,989	+69

種別	高等学校		
	R4	R3	前年度比較
認知件数(件)	229	220	+9

種別	特別支援学校		
	R4	R3	前年度比較
認知件数(件)	39	42	-3

② いじめの解消率(小・中・高等学校及び特別支援学校)

区分	R4	R3	前年度比較
宮城県(%)	77.5	81.9	-4.4
全国(%)	77.1	80.1	-3.0

③ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(小・中・高等学校及び特別支援学校)

区分	発生した学校数(校)	発生件数(件)	法第28条第1項第1号に規定する発生件数(件)	法第28条第1項第2号に規定する発生件数(件)	1,000人当たりの発生件数(件)	
R4	宮城県	26	29	9	22	0.12
	全国	844	923	448	617	0.07
R3	宮城県	19	19	4	15	0.08
	全国	645	705	349	429	0.05

- (注) ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ・ 第1号「重大事態」とは、法第28条第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。第2号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。
- ・ 1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

(3) 小・中・高等学校の長期欠席(不登校等)

- 不登校出現率は、小学校1.85%(全国1.70%)、中学校7.00%(全国5.98%)であり、小学校、中学校ともに前年度より増加している。
- 高等学校では、不登校出現率は2.85%(全国2.04%)であり、前年度より増加している。
- 小・中・高等学校とも、依然として全国と比べ高い状況である。

※ 不登校出現率: 在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合

- (注) 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、従来、年度間に「欠席日数」30日以上の子供生徒について調査してきたが、令和2年度より「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(宮城県分)

の結果について

◇文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果による

① 理由別長期欠席者数

(小学校)

(人)

区分	在籍児童数	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率(%)	不登校出現率前年度比較	
		病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他				
	①	②	③	④	⑤	⑥		④÷①		
R4	宮城県	111,733	326	2	2,066	516	1,056	3,966	1.85	+0.39
	全国	6,196,688	31,955	16	105,112	16,115	43,438	196,676	1.70	+0.40
R3	宮城県	112,787	321	0	1,649	725	336	3,031	1.46	+0.41
	全国	6,262,256	22,307	7	81,498	42,963	34,100	180,875	1.30	+0.30

(中学校)

(人)

区分	在籍生徒数	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率(%)	不登校出現率前年度比較	
		病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他				
	①	②	③	④	⑤	⑥		④÷①		
R4	宮城県	58,916	674	1	4,122	203	534	5,534	7.00	+0.99
	全国	3,245,395	43,642	20	193,936	7,505	18,869	263,972	5.98	+0.98
R3	宮城県	59,406	458	0	3,569	397	214	4,638	6.01	+1.40
	全国	3,266,896	34,652	12	163,442	16,353	18,416	232,875	5.00	+0.91

(高等学校)

(人)

区分	在籍生徒数	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率(%)	不登校出現率前年度比較	
		病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他				
	①	②	③	④	⑤	⑥		④÷①		
R4	宮城県	54,397	841	9	1,552	274	316	2,992	2.85	+0.06
	全国	2,963,517	30,976	343	60,575	9,256	21,621	122,771	2.04	+0.35
R3	宮城県	55,624	681	7	1,554	126	267	2,635	2.79	+0.76
	全国	3,014,194	22,864	385	50,985	12,388	31,610	118,232	1.69	+0.30

② 不登校の内訳

(人)

区分	不登校児童生徒数	内訳										
		欠席日数90日未満		欠席日数90日以上		出席日数11日以上		出席日数1日~10日		出席日数0日		
宮城県	小学校	2,066	1,172	56.7%	894	43.3%	757	36.6%	99	4.8%	38	1.8%
	中学校	4,122	1,645	39.9%	2,477	60.1%	2,068	50.2%	339	8.2%	70	1.7%
	高等学校	1,552	1,337	86.1%	215	13.9%	182	11.7%	29	1.9%	4	0.3%
	合計	7,740	4,154	53.7%	3,586	46.3%	3,007	38.9%	467	6.0%	112	1.4%
全国	小学校	105,112	58,218	55.4%	46,894	44.6%	38,865	37.0%	5,119	4.9%	2,910	2.8%
	中学校	193,936	75,161	38.8%	118,775	61.2%	94,837	48.9%	17,234	8.9%	6,704	3.5%
	高等学校	60,575	50,145	82.8%	10,430	17.2%	8,590	14.2%	1,373	2.3%	467	0.8%
	合計	359,623	183,524	51.0%	176,099	49.0%	142,292	39.6%	23,726	6.6%	10,081	2.8%

(4) 高等学校の中途退学

○ 中途退学率は1.6%(全国1.4%)であり、前年度より増加している。

中途退学者数及び中途退学率

区分		R4	R3	前年度比較
宮城県	中途退学者(人)	967	797	+170
	中途退学率(%)	1.6	1.3	+0.3
全国	中途退学者(人)	43,401	38,928	+4,473
	中途退学率(%)	1.4	1.2	+0.2

5 県教委としての対応

暴力行為の発生件数の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小していた諸活動が再開されたことによる児童生徒の接触機会の増加が一因になったと考えられる。

いじめの認知件数が全国平均より高い数値となっていることについては、暴力行為と同様に児童生徒の接触機会が増えたことや、小さなトラブルでもいじめとして認知するなど、積極的な認知に努めてきたことが要因と考えられる。

不登校児童生徒の出現率が、小・中・高等学校すべてにおいて前年度より増加していることについては、不登校への理解が深まり、保護者の登校に対する意識の変化が見られるほか、新型コロナウイルス感染症の影響で児童生徒の生活リズムが乱れやすい状況が続いていたこと等が要因として考えられる。

すべての児童生徒の成長を支えるための日常的な指導や支援を大切にするとともに、困難や課題を抱える児童生徒の不安や悩みを受け止め、一人一人に寄り添うことが何よりも大切であるという認識のもと、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等と連携しながら、以下のような取組を一層推進する。

(1) 教育相談等の充実

- ① 全公立小・中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校にスクールカウンセラーを配置
- ② 各市町村及び県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置(市町村については委託)
- ③ 児童生徒心のサポート班による、心のケア、いじめ対策、学校に登校していない児童生徒等支援等に係る訪問及び来所相談
- ④ 教育事務所専門カウンセラーを各教育事務所に配置し、管内の児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対応
- ⑤ 特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談への助言等による対応
- ⑥ 「不登校・発達支援相談室」における公認心理師等の面談・電話による相談
- ⑦ 24時間SOSダイヤルやSNS等を活用した相談業務の実施

(2) 問題行動への対策

【暴力行為】

- ① 生徒指導支援として教員加配や警察・教員OB等の支援員の配置
- ② 問題行動の未然防止、早期解決のために学校生活適応支援員を配置
- ③ 学校警察連絡協議会連絡会における学校と警察の情報交換と連携の強化
- ④ 宮城県警察によるスクールサポーター制度の活用促進

【いじめ】

- ① 県教委作成の「いじめ対応研修テキスト」の活用促進
- ② 指導主事学校訪問における学校の諸課題に関する話合いや生徒指導担当や関係教員を対象とした研修の充実により、いじめの積極的な認知と早期の組織的な対応及び「いじめ防止対策推進法」等に基づく適切な重大事態への対応の徹底

- ③ 各教育事務所及び義務教育課にスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教室や法的相談を実施
- ④ 児童生徒による動画作品の制作を通し、いじめ防止の取組や主体的に魅力的な学校づくりに取り組もうとする意識を醸成
- ⑤ 研修会の開催とフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発とネットパトロールの実施によるネット被害未然防止対策
- ⑥ 児童生徒によるいじめ防止に向けた話合いや主体的な取組を通し、いじめへの理解を深め、いじめに向かわない心情や態度を育成

(3) 不登校児童生徒等への支援の充実

「どこにいても誰かとつながっている」体制づくりの充実

- ① すべての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の更なる推進
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるアセスメントの実施と個票活用による組織的・計画的な支援の充実
- ③ 教室で過ごすことに不安を抱えている児童生徒の居場所を校内につくり、学習支援と自立支援を図る「学び支援教室支援事業」の充実と「別室支援員」の活用
- ④ 教育支援センターとしての機能を持つ「みやぎ子どもの心のケアハウス」の相談機能強化による個に応じた支援の充実
- ⑤ 学校に登校していない児童生徒の社会的自立を支援する訪問指導員を配置し、アウトリーチによる相談、学習支援を実施
- ⑥ 各地域における支援機関連携強化のための児童生徒支援ネットワーク会議の設置
- ⑦ フリースクール等民間団体との連携強化による多様な学びの場、居場所の確保
- ⑧ 高校入試では、不登校のみをもって不利にならないよう配慮



1 改正理由

県立特別支援学校の新設に伴い、県立学校条例の関係条文について、所要の改正を行うもの。

2 主な改正の内容

第5条の特別支援学校の名称及び位置の表について、「宮城県立秋保かがやき支援学校」の設置に伴う所要の改正

3 施行期日

令和6年4月1日

(仮称)宮城県立秋保かがやき支援学校の校章決定について

1 校章について

- ・県内外在住、年齢を問わず多数の応募により応募総数207作品
- ・秋保地区の方々や美術を専門とする教員により構成された校章検討会議において校章デザイン案の絞り込み
- ・秋保かがやき支援学校開設準備委員会において校章の選定
- ・デザイン作者:居関孝男氏(京都府在住)



【デザインコンセプト】

中央部に「秋保」のAを用いて、関わり合う人々を表し、やがて一人立ちする様をイメージさせました。星型から輝く様、一人一人が伸び伸びと学ぶ様、その重ね合わせから地域の方々、御家庭の皆さん、教職員、そして、これからの生活で携わるたくさんの方々との関わりを描いています。

2 選定理由

校章検討会議、開設準備委員会において選定された校章デザインであり、秋保とかがやきをモチーフとしたデザインで、新設校のシンボルデザインとしてふさわしいと考える。